## (あて先) (指定管理者代表者)

八戸市図書	鳍条	例施征	行規則	則第 9	条の1	の規定	<b>書によ</b>	り、	义	書館資料の	の個人	、貸出登	経録を申し	込みま	きす。	
申込区分	1.	新規	2.	有効期	期間更新	3.	再交	で付	4	. 登録内容	<b>F変更</b>	5. /	パスワード	`発行		
フリガナ 氏名										生年月日		、 · 昭 ・ · 令		年	月	目
住所 (八戸市へ一時 滞在の方は 住民登録地の 住所)	₹				_								,			
主な連絡先 電話番号	自宅	・携帯	(本)	<b>、・保</b> 語 -	雙者) -	-				その他の 電話番号	自宅	• 携帯(	(本人・保護 一	者)	_	
● 保護者氏/	名 (小	小学生	以下	の場合	に記入	.)				● 学生	上は記	入				
フリガナ																
氏名										学校	名					
● その他										1		•	パスワー	ド発行		
※八戸市に通勤	してい	いる方に	は通勤	先の名	称 ※ノ゙	√戸市^	\一時	滞在	の方	は滞在先の	住所		子書籍及び ビスの利用 発行する	に必要		
							ì	注意	事马	頁						
2 電子書籍	に県館のド出にはのりません。	所を有じる 国国国 国国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国 国	ン、利 は は は は は は は は は に は は に は に に は に に に に に た に た	は通勤 用 寿 協 が こ の 発 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	し、若し 持参した 定を締結 できるの 日から! 認できる	くは追 方 した図 りは市内 5年間。	重学す 書館等 可に住 となり (マイ	る が所ま ナン	で在する たっぱい バー	する地方公封 、又は通勤 よお、利用♪ ・カード、運	共団体内 Iし、若 カードの 転免許	nに住所 しくはi の更新又 証、学	を有する方 通学する方 は再交付を 生証など)	受ける		

- 青森県内図書館共通利用券を持参することにより貸出しを受けようとする方は、同券を提示してください。
- 5 この申込書に記載された住所、電話番号に変更がある場合は、再度この申込書を提出してください。
- 6 図書館資料を紛失し、又はひどく汚損・破損したときは、同じものを弁償して頂きます。
- 7 貸出しを受けることができる冊(点)数及び期間は以下のとおりです。ただし、移動図書館については、貸出期限は次の巡 回日までです。
  - 図書資料 1人8冊まで、15日以内
  - ・視聴覚資料 八戸市立図書館及び八戸市立南郷図書館は1人2点まで、八戸市図書情報センターは1人4点まで、いずれも 15日以内
  - 電子書籍 1人3点まで、15日以内
- 8 貸出期限を過ぎて、再三にわたり返却の督促を受けた方には、その後の貸出しを停止することがあります。
- 9 登録により交付を受けた利用カードで八戸市立図書館・八戸市立南郷図書館・八戸市図書情報センター・移動図書館の各館を 共通で利用できます。

職員記入欄 利用カード番号								_	登録館					
									1. 八戸市立図書館 2. 八戸市立南郷図書館					
									3. 八戸市図書情報センター 4. 移動図書館 ST名(	)				

*	Y	確認	+	沚
4	八	雅於	\Л	亿

1. マイナンバーカート 2. 運転免許証 3. 運転経歴証明書 4. 障害者手帳 5. 学生証 6. 県内共通利用券 7. その他( )